

東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令案 参照条文

目次

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）（抄）……………1

○東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）（抄）……………2

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「復興推進事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一（略）

二 次に掲げる事業であつて個人事業者又は法人により行われるもの

イ 産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業（ロに掲げるものを除く。）

ロ イに規定する地域において建築物の建築及び賃貸をする事業であつて産業集積の形成及び活性化に寄与するもの

ハ 東日本大震災により相当数の住宅が滅失した地域において賃貸住宅の供給を行う事業であつて居住の安定の確保に寄与するもの

ニ 農林水産業、社会福祉、環境の保全その他の分野における各般の課題の解決を図ることを通じて復興推進計画の区域における東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして政令で定める事業

三・四（略）

4（略）

第四十一条 認定復興推進計画に定められた第二条第三項第二号ハに掲げる事業を実施する個人事業者又は法人（当該事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして当該認定復興推進計画を作成した認定地方公共団体が指定するものに限る。次項において「指定事業者」という。）が、当該認定復興推進計画に定められた復興居住区域の区域内において新たに取得し、又は建設した当該事業の用に供する賃貸住宅については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2（略）

○東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）（抄）

（法第四十一条第一項の指定事業者の要件）

第二十条 法第四十一条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 指定（法第四十一条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）に係る復興推進事業（法第二条第三項に規定する復興推進事業のうち、同項第二号ハに掲げるものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を行うことについての適正かつ確実な計画（次号及び第二十二條第一項において「指定事業者事業実施計画」という。）を有すると認められること。
- 二 指定事業者事業実施計画が認定復興推進計画に適合するものであること。
- 三 指定に係る復興推進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 四 指定に係る復興推進事業を安定して行うために必要な経済的基礎を有すること。

（法第四十一条の規定による指定事業者の指定の申請手続等）

第二十二條（略）

5 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して八年を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。

6・7（略）

8 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付をした後であっても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があった場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定の日から起算して八年を超えない範囲内で変更することができる。

9～12（略）